

○ 農業信用保証保険支援総合事業実施要綱（令和５年３月31日付け４経営第3014号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第１～第７ （略）	第１～第７ （略）
別記１ 農業信用保証保険基盤強化事業	別記１ 農業信用保証保険基盤強化事業
（定義）	（定義）
第２ 別記１において、「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。	第２ 別記１において、「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。
（１）・（２）（略）	（１）・（２）（略）
（３）大規模災害（２の要件として金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由をいう。以下同じ。）の発生前までに借り入れた既往債務のうち、当該大規模災害に起因して弁済が困難となることが見込まれる債務の履行に必要な資金（金融調整課長が別に定める要件を満たすものに限る。ただし、当該借入者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の３に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。） <u>が定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受けている者に限る。</u> ）	（３）大規模災害（２の要件として金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由をいう。以下同じ。）の発生前までに借り入れた既往債務のうち、当該大規模災害に起因して弁済が困難となることが見込まれる債務の履行に必要な資金（金融調整課長が別に定める要件を満たすものに限る。ただし、当該借入者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の３に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。） <u>に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受けている者に限る。</u> ）
２・３ （略）	２・３ （略）
別記２ 農業近代化資金保証料助成金交付事業	別記２ 農業近代化資金保証料助成金交付事業
（定義）	（定義）
第２ （略）	第２ （略）

2 (略) 3 別記 2 において、「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認の交付決定が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱(平成14年 7 月 1 日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）<u>第 2 のⅡの 1 の（1）</u>に掲げる者をいう。以下同じ。）に対して融通されるものをいう。 <u>ただし、近代化要綱第 2 のⅠの 3 の（5）のク又は（6）のア若しくはイの内容に合致する資金を除く。</u>	2 (略) 3 別記 2 において、「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認若しくは利子助成の交付決定が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成14年 7 月 1 日付け経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）<u>第 2 の 1 の（1）のア</u>に掲げる者をいう。以下同じ。）に対して融通されるもの<u>（近代化要綱第 2 の 3 の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。）</u>をいう。
---	--

附 則

- 1 この通知は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。